

令和4年度体育施設の使用に関する決まり

東京都立農産高等学校

- 1 学校行事等の都合で使用許可を取消す場合があります。その場合の代替措置はありませんので御了承ください。
- 2 指定の門から責任者と一緒に団体単位で出入りしてください。開放時間途中における個人単位の出入りの際は、必ず管理指導員に報告して確認を得てください。
- 3 1回の使用時間には、準備から後始末までの時間を含みます。使用時間は厳守してください。
- 4 自動車での来校は禁止しています。ただし、用具の運搬のため止むを得ない場合に限り、最小の自動車の駐車を認めます。
- 5 自転車は指定された場所においてください。
- 6 使用を許可された施設以外への立ち入りは厳禁とします。
- 7 使用中に学校の施設・設備等を破損した時は、直ちに管理指導員に申し出て、管理指導員の指示に従ってください。指導員は、管理指導日誌に記入してください。
- 8 営利目的での施設使用はできません。校内での営業行為並びに業者の立ち入りは禁止します。
- 9 登録団体以外の者は校内に立ち入ることはできません。練習試合をする場合は、相手方も農産高校の登録団体であることが必要です。なお、公式戦での使用はできません。
- 10 学校の電話を呼び出しや連絡等に使用することはできません
- 11 使用後は必ず清掃や整地等を行い、学校教育に支障のないよう現状復帰してください。
- 12 校内は全面禁煙です。また、ごみや空き缶等は必ず持ち帰ってください。
- 13 使用終了時に、使用人数、備品・施設の異常・事故の有無を管理指導員に報告してください。
管理指導員は『管理指導日誌』の記入をしてください。
- 14 使用をキャンセルする場合は、事前にその旨を学校に連絡してください。
- 15 その他管理指導員の施設管理、安全、使用上の注意、指導、指示に従ってください。

以上の事項に違反した場合、一定期間の使用を禁止します。

又は団体の登録を取り消すこともあります。

※新たな団体登録は、例年1月に学校に連絡し、団体登録申請書を提出して頂きます。

東京都立農産高等学校 経営企画室 施設開放担当まで

TEL 03-3602-2865